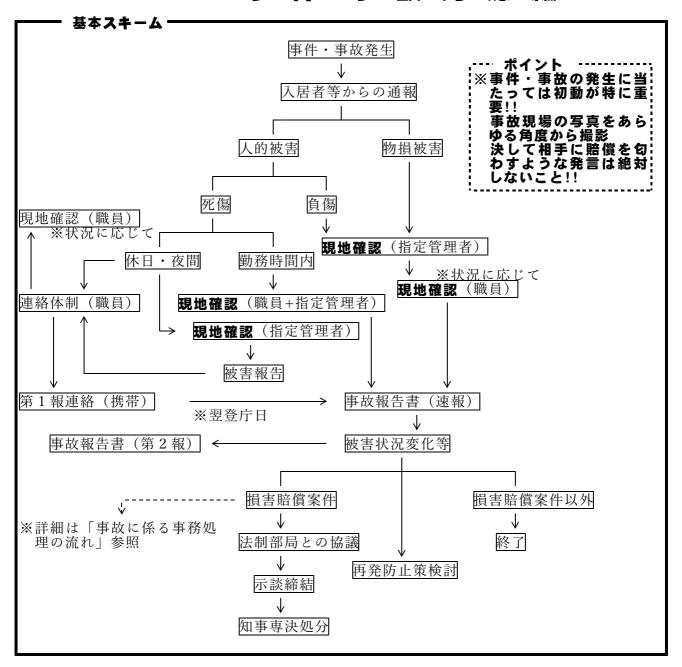
4-1. 事 件·事 故 対 応 編



1. 現地確認

事 項	内容
指定管理者等による現地確認	○通報者からの被害状況聞き取り○事故現場の撮影(破損部分、周囲の状況)○事故現場保存○周辺住民への聞き取り
現状把握・損害賠償の可否判断のための情報収集	 ○休日・夜間時における被害内容報告については、課長補佐 (住管理・績管理) あて連絡なお、報道される可能性がある事件・事故については、被害の大小に関わらず報告 ○事故関係者の情報入手、被害状況把握 ○現場検証立会、結果報告 ○当該団地に係る管理状況(修繕履歴など)

2. その他

〈過去の管理瑕疵による損害賠償事例〉

- ○平成28年8月5日に道営住宅樽川北団地A棟の住戸内物置に設置されている灯油サーバーの 灯油中間コックが経年劣化により灯油を漏洩し、入居者の所有物であるゴルフ用品等計80 物件を汚損させた。
 - →損害賠償額 15万8,910円
- ○平成28年8月30日20時00分~23時30分頃、道営住宅山下団地C棟敷地内駐車場において、枯れていた立木の幹が強風により入居者所有の自家用車の上に倒れ、車両のフロントバンパー、ボンネット及び左ヘッドランプ等を損傷させた。 →損害賠償額 34万9,333円
- ○平成26年1月15日に道営住宅啓北団地80R3号棟の駐車場内において、立木に堆積した雪の 重みで枝が折れ、雪塊が駐車していた入居者所有の自家用車に落下、車両のボンネット、フロントガラス等を損傷させた。 →損害賠償額 43万4,480円